

第4章 「核心利益」論の展開と中国外交

高木 誠一郎

はじめに

中国が対外関係において強硬にその確保を主張する対象を「核心利益」(核心的国家利益)と表現するようになったことが注目されたのは2010年春以降のことである。このことは、中国の対外行動がそれまでの「韜光養晦」(能力を隠し、時を待つ)という表現に象徴される協調性から強硬な自己主張に転換しつつあったことを象徴するものと認識されたこともあって、既にかんりの専門家によって研究されている。例えば、マイケル・スウェインは正に中国の自己主張的対外行動(assertive behavior)の研究の第一部として「核心利益」論の分析を行っている¹。前田宏子は「核心利益」論を国益論争との関連で解明しようと試みた²。

個別のテーマを論ずる中で重要項目として「核心利益」を扱ったものもある。ウィリー・ラムは中国の対米関係におけるハト派とタカ派の対立を「核心利益」をめぐる論争として分析した³。防衛省防衛研究所の『中国安全保障レポート』では、外交面における人民解放軍の発言力向上の一環として『「核心的利益」への固執』を論じている⁴。International Crisis Groupの南シナ海紛争に関する報告書は「核心利益」に関する項目をたてている⁵。増田雅之は尖閣諸島問題との関連で「核心的利益」を論じている⁶。

これらの内、スウェインの研究は、本文11ページに対して文末注に2.5ページを割き、詳細に典拠を示した労作で、多少の誤りはあるが、極めて利用価値が高い。本稿はスウェインの研究を中心に、先行研究に依拠しつつ、「核心利益」論の展開を中国外交と関連付けつつ跡付けるものである。

1. 予備的考察

本題の分析に入る前に、二点確認しておくべきことがある。第一に、中国の言説空間においては、「核心利益」という表現は国益に関してのみ使われるものではないということである。前田宏子も指摘しているとおり⁷、中国の学術情報データベース(CNKI: China National Knowledge Infrastructure)で「核心利益」という表現で検索をかけると、「タクシー・ドライバーの核心利益」、「観光コミュニティーの核心利益」、「企業の核心利益」等、国益とは

レベルの異なる利益を扱った項目が出てくるのである。

第二に、中国における国益をめぐる議論においては、「核心利益」をめぐる議論が必ずしも重要テーマと見なされてこなかったということである。中華人民共和国の歴史においては、国益追求の正当性が公式に認められなかった時期がある。マルクス・レーニン主義的理解によれば、「国益」とは支配階級の利益の階級性を覆い隠す表現に過ぎないということになり、国益の追求が当然視されるようになったのは改革開放以後のことである。中国において初めて本格的に国益論を展開したのは閻学通の『中国国家利益分析』（天津人民出版社、1996年）である。本書においては、国益が安全保障利益、政治利益、経済利益、文化利益に分類され、その間の優先順位が論じられているが、その判断は個別的国益の重要性と緊迫性に依るべきことが指摘されているだけで、「核心利益」というカテゴリーは設けられていない。今世紀に入って出版された安全保障利益に関する張文木の著作⁸では、優先順位さえ議論されていない。

閻学通を含む論客による21編の短い論文を集めた国益論集⁹には、核心利益を表題にした文章が1編あるのみである¹⁰。この論文は冒頭で「核心国家利益」が米国国益委員会の報告書¹¹における“vital national interests”の訳語であることを明らかにしている。同じ頃発表された核心利益を論じた文章は、国家利益をその重要性に応じて「核心利益」、「重要利益」、「主要利益」、「一般（普通の）利益」に分類し、「核心利益」を主導的地位にあるものとしている¹²が、これは米国国益委員会報告書の“vital”、“extremely important”、“important”、“less important or secondary”という米国国益の四分類¹³を下敷きにしたものと思われる。なお、上に挙げた国益論集の巻頭論文で閻学通は改革開放開始後約30年を経て、中国の国益は、日本を凌駕しつつある国力の上昇、国際環境の変化、技術進歩等の影響を受けて、急速に変化しつつあり、その再確定をすべき時期にあると論じている¹⁴。米国国家利益委員会報告書はこのような状況認識の中で参照されたものと思われる。しかし閻学通はこの論文においても「核心利益」は論じていない。最近彼が共著で出版した国際関係論の教科書¹⁵には国家利益を扱う1章があるが、そこでも基本的に『中国国家利益分析』の内容が繰り返されており、「核心利益」は論じられていない。「核心利益」論は以下に見るように対外関係（特に対米関係）における説得の論理として使用されるようになった表現で、国益に関する学術的議論における主要概念ではなかったのである¹⁶。

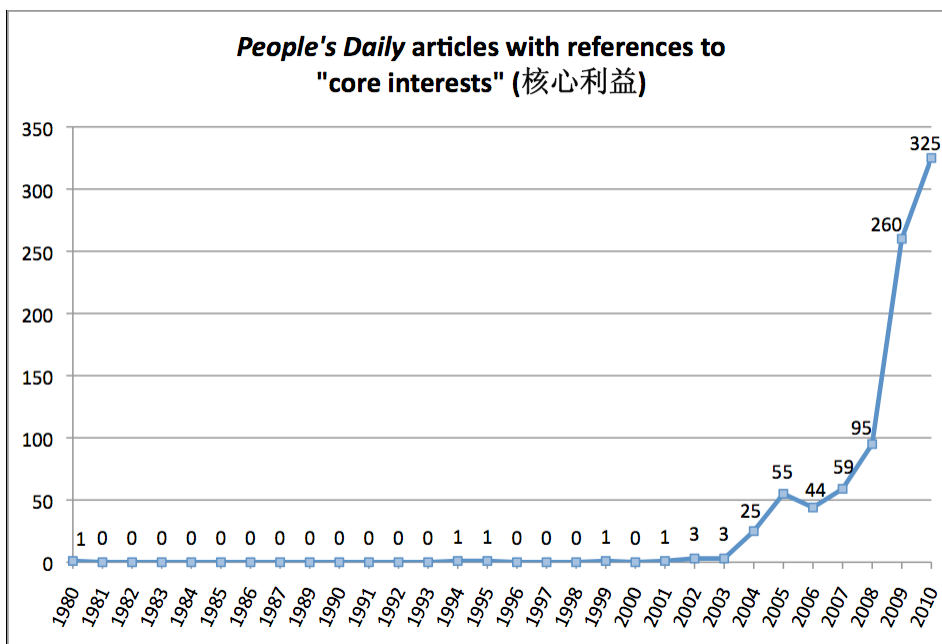
2. 国益としての「核心利益」論の展開

(1) 『人民日報』紙における出現頻度の変遷

スウェインが『人民日報』データベースの検索機能を利用して調査したところによれば、「核心利益」に言及した記事の数は下図のような変遷を遂げてきた。すなわち、2001年までは間歇的に1年1件の記事があったに過ぎないが、2002-03年に1年3件ずつあり、2004年に25件に急増し、2005年に倍増して55件となり、以後2年間はほぼ同水準であったが、2008年に約1.6倍増の95件となり、2009年には激増して260件となり、2010年にさらに325件に増加している¹⁷。

(2) 用法の変化

上記のような使用頻度の変化は、用語法の変化をも伴っていた。スウェインによれば、1980年代と90年代には、公式メディアにおいて国際関係の文脈で「核心利益」という表現を使う場合の主体は、中国ではなく、諸外国であった。1990年代半ばに中国に関して「核心利益」という表現が初めて用いられた時、その内容は国内の問題を指していた。『人民



Source: Swaine, *China Leadership Monitor*, no. 34, p.4

日報』紙が対外関係における中国の「核心利益」に最初に言及したのは、2002年2月28日の米中関係に関する王緝思論文においてであったが、その内容は明示されていなかった¹⁸。

しかしその後、台湾問題を公式に「核心利益」と表現することによって、主として米国

に、その深刻さを訴えるようになる。その背景には中国にとっての台湾問題の深刻化があった。すなわち 1998 年に台湾問題に関して中国の立場に接近した「三つのノー」¹⁹を表明していたビル・クリントン政権との関係が 1999 年 5 月の米国空軍による駐ベオグラード中国大使館誤爆によって悪化していた中で、李登輝総統が 7 月に「二国論」を唱えて独立傾向を露呈し、翌 2000 年の総統選挙では台湾独立を党綱領に掲げた民主進歩党の陳水扁候補が当選し、2002 年 8 月には陳水扁総統が台湾海峡兩岸における「一辺一国」を唱え、2003 年に入ると陳水扁総統が翌年の総統選挙の際に台湾独立の可否を問う公民投票の実施に言及していたのである。その間米国では、2001 年 1 月に発足したジョージ・W.ブッシュ政権が 4 月に台湾向けの大規模な兵器輸出の実施を表明し、台湾の安全保障に対するコミットメントを明確にしていた。このような状況に直面した中国は、2001 年 9 月 11 日の同時多発テロ以降対テロ戦争に傾斜していった米国との関係改善を図り、米国を巻き込むことによって台湾の独立傾向の高まりを封じ込めようとしていたのである。

台湾を中国の「核心利益」とする最初の公式発言は、2003 年 1 月 19 日の唐家璇外交部長とコリン・パウエル国務長官の会談でなされた。翌年元旦には外交部の記者会見で発言人が台湾問題の文脈で「主権と領土保全」を「核心利益」とする発言をした。以後 2004 年を通じて、主権と領土保全ないしは台湾を「核心利益」とする公式発言が急増し、発言者も外交部発言人や外交官のみならず、唐家璇外交部長がコンドリーザ・ライス安全保障担当大統領補佐官に（7 月）、李肇星外交部長がパウエル国務長官に（10 月）、温家宝総理がアジア・ヨーロッパ会議（ASEM）の演説で（10 月）、胡錦濤国家主席がブッシュ大統領およびオーストラリアのジョン・ハワード首相との会見で（11 月）と徐々にレベルが上がり、相手も米国以外の国を含むようになっていった²⁰。

スウェインによると、今世紀最初の 10 年の前半頃から中国は米国に対して「核心利益」の相互尊重を盛り込んだ公式文書発出の要求を徐々に強めていった²¹。その中で、「核心利益」の適用対象も多様化していった。2006 年 4 月には曾慶紅国家副主席がスリランカの首相との会談で初めてチベットを公式に「核心利益」と規定した²²。同年 9 月には李肇星外交部長が「国家安全保障」を初めて公式に「核心利益」とする演説をした²³。同年 11 月には胡錦濤国家主席がパキスタン訪問の際の演説で、「核心利益」を列挙した際に初めて人権問題に関する決定権と新疆問題をそこに含めた²⁴。これらの公式発言が全て 2006 年に行われたことは、上述のように今世紀最初の 10 年の中頃に国益に関する議論の高まりがあったことと関連していると思われるが、具体的な因果連鎖の解明は今後の研究課題としたい。

またこれらの公式発言を通して、適用対象の多様化とともに「核心利益」という用語には、妥協や取引の余地はなく、その確保のためには、特に主権と領土保全に関しては、武力行使もありうるという含意があることが明確になった²⁵。

このような状況を背景に、2009年7月の米中戦略・経済対話 (Strategic and Economic Dialogue) の閉会演説で外交担当の戴秉国国務委員は、「米中関係の長期的かつ健全な発展」のためには相互の「支持、尊重、理解」及び「核心利益 (core interests) の維持」が重要であると述べ、中国側の関心は、①基本制度と国家安全保障の維持、②国家主権と領土保全、③経済的および社会的な持続的発展であると述べた²⁶。これは、「核心利益」の内容を体系的に提示したものと言え、その原型的表現は楊潔篪外交部長が同年3月に米国で行った演説にも見られた²⁷。しかし、その公式報道は米国国務省のウェブサイトのみで、中国では華僑向け通信社のウェブサイトに掲載された²⁸だけだった。このことは、外交関係者を中心に「核心利益」の内容を明確に規定しようという認識があったものの、国内向けに明示するに十分な指導部内のコンセンサスまでには至っていなかったことを示すものと思われる。

「核心利益」を盛り込んだ公式文書に対する中国の対米要求は2009年11月のバラク・オバマ大統領訪中に際して発出された「共同声明」によって実現された。この共同声明には「双方は、相互の核心利益 (core interests) の尊重が米中関係の着実な進展にとって極めて重要であることに合意した」という一文が盛り込まれたのである。しかし、この共同声明は中国側の要求を十分に反映したものではなかった。米国側でこの共同声明の内容の交渉の任に当たったジェフリー・バイダー国家安全保障会議アジア担当部長によれば、中国側は最後の瞬間まで (up to the last minute)、中国の「核心利益」を台湾と新疆の独立に対する反対であると明示的に記述することを要求したが、米国側は拒絶した²⁹。それにもかかわらず、中国はこの共同声明を米中関係に「新時期」 (new era) をもたらした「重要なコンセンサス」とし、様々な問題に関して中国側の「核心利益」の尊重を要求するようになった³⁰。

3. 南シナ海領有権問題と「核心利益」論

2010年4月ニューヨーク・タイムズ紙は、「ある米国の中国政策担当官」からの情報として、3月に北京を訪問したバイダー部長とジェームス・スタインバーグ国務副長官に対して中国側が今や南シナ海は主権という「核心利益」に属しており他国の介入は許されな

いと述べ、中国が初めて南シナ海を台湾、チベットと並ぶ「核心利益」と表現したと報じた³¹。

その後同種の報道が中国内外の多くのメディアで繰り返されたことにより、中国が南シナ海を新たに「核心利益」に加えたとの認識が中国内外で一人歩きしはじめ、上記報道の表題が如実に示すように、中国の軍事的拡張主義的傾向の証左として言及されるようになった。同年11月には、5月の米中戦略・経済対話において戴秉国国務委員が南シナ海を中国の「核心利益」とする発言をしたことをヒラリー・クリントン国務長官が自ら公式に認めた³²。

しかしスウェインが精査したところに依れば、ベイダーとスタインバーグに対する発言についてはそれを裏付ける公式の資料はなく、9月に公式の確認を求められた外交部発言人は否定も肯定もしない曖昧な反応を示した³³。また、事情を「非常によく知っている」上級政府職員（senior official）にスウェインが個人的に確認したところ、この会合で南シナ海を明示的に「核心利益」とする発言はなかったとのことである。この点について当事者の1人であるベイダーは昨年出版された著書で外交部常務副部長（executive vice foreign minister）が南シナ海に対する中国の領有権について「国家的優先事項」（national priority）として長々と述べたが、「核心利益」とはしていなかった、と記している³⁴。

戦略・経済対話の際のクリントン国務長官に対する発言については、公表された戴秉国の発言記録には「核心利益」への言及がなく、米国政府高官（one very well placed U.S. official）が、上記のクリントン長官発言以前に、スウェインに個人的に述べたところによると、戴秉国は南シナ海を「核心利益」とは呼んでおらず、戦略・経済対話における南シナ海に関する発言は下位の政府職員によるもので権威性を持つものではない。このようなことを踏まえて、スウェインはクリントン長官の発言について、戴秉国の発言が私的かつ非公式なものであった、クリントンの記憶違い、中国側を牽制するために故意に事実と違う発言をした等の可能性を列挙しつつ判断を回避している³⁵。

以上の考察を踏まえてスウェインは、中国が明確に南シナ海を「核心利益」と規定したことはなく、たとえ戦略・経済対話でそうしたとしても非公式に行われたのであり、3月にはベイダーとスタインバーグに対して南シナ海問題の重要性を訴えたが、意識的にそのことを明確化することを避けていた、という判断を示している。なお、南シナ海が「核心利益」に属するか否かを明確にしなかった理由としては、明確に肯定した場合には強い国際的反発が予想され、明確に否定した場合には国内的に弱腰と見られる危険があったこと

を指摘している³⁶。

いずれにせよ、ニューヨーク・タイムズ紙の報道とそれに関連する数々のその後の報道は、前年末のコペンハーゲン国連気候変動会議における強硬姿勢、2010年1月の米国台湾向け武器輸出と2月のオバマ大統領のダライ・ラマとの会見に対する強烈な反発、3月に黄海で起きた韓国コルベット艦沈没事件に関する国際調査団が5月に北朝鮮による魚雷攻撃との結論を出した後の、国連安保理事会における北朝鮮非難決議の阻止および北朝鮮への牽制を目的に計画された黄海における米韓合同軍事演習に対する強烈な反発等と並んで、中国の対外的自己主張の高まりの一環として、中国の領有権紛争への対応の強硬化の証左と見なされ、様々な国際的波紋をもたらした。

3月に北京を訪問したバイダーとスタインバーグに対して中国側が南シナ海の領有権を強く主張したことと、軍人や中位の政府職員が折に触れて南シナ海が「核心利益」に属すると主張していたことから、バイダーとカート・キャンベル東アジア・太平洋担当国務次官補は南シナ海に関する包括的政策表明が必要であると判断した。その政策表明はクリントン国務長官によって7月ハノイで開催されたASEAN地域フォーラム（ARF）で行うこととし、二人は参加国への根回しをした³⁷。ARFでクリントン長官は米国が南シナ海における「航行の自由、アジアの海上入会地（maritime commons）への接近の開放性、国際法の尊重」を「国益」としていると表明したのである。長官はまた、領有権紛争を強制力に依らずに解決するための、領有権を主張する「全ての国による協調的外交プロセス」を支持すると述べて、二国間での問題を主張していた中国よりも東南アジア諸国寄りの姿勢を示唆するとともに、関係国に東南アジア諸国が中国に要求していた南シナ海に関する「行動規範」の作成を促した³⁸。

このような展開を背景に、中国では「核心利益」の南シナ海への適用に批判的な見解が表明されるようになった。国防大学の韓旭東教授は「核心利益」の提示に当たって中国が用心深い態度をとるべきだと主張した。何故ならば、中国の総合力、特に軍事力は全ての「核心利益」を擁護するのに不十分であり、その尚早な提示は逆効果になるからである。また、「核心利益」の過度の強調は他の国益の軽視をもたらしかねない。従って、中国は国力の増大に応じて徐々に「核心利益」のリストを明らかにしていくべきだといっているのである³⁹。国連協会の会長で元駐日大使、元国連大使の陳健は8月末に東京で行われた第6回「東京－北京フォーラム」で南シナ海を中国の「核心利益」とする考え方を否定した。その発言は「東京－北京フォーラム」のウェブサイトでは概略しか発表されていないが、11

月に日本メディアの取材を受けた際の記録にはより詳細に敷衍されている。陳健は羅援將軍が発表した南シナ海は中国の「核心利益」であるという文章をより直接かつ明確に批判して以下のように述べた⁴⁰。

南シナ海が中国の核心利益である、という中の「である（是）」というのが正しくない。南シナ海に中国の核心利益「がある（有）」というのが正しい。「である」が与える印象は全南シナ海が中国の核心利益であるということになる。[しかし]南シナ海には西沙、南沙、中沙があり、これらの島礁に対して中国は理由と十分な根拠をもって我々の領土であると説明している、しかし[南シナ海には]我々の領土でないものも非常に多い。しかも南シナ海は国際的公海であり、航行は自由である。・・・第二に、羅援は退役將軍であり、彼が発表したものは個人の意見である。・・・南シナ海に関連島礁は中国の国家利益と関係するが、核心利益ではない。中国の核心利益は第一に発展であり、第二に台湾である。この二つについては交渉をしていない（没有商量）・・・しかし、南沙、西沙等の島礁については争議があると認めている、・・・ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイと争議があることを認めており、この争議については平和的交渉による解決を主張している。・・・台湾問題については米国との平和的交渉を通じて解決すべきだなどと言ったことはない。従って二種類の問題はレベルが異なるのである。（[]内は訳者補充）

北京大学の朱鋒教授は、「南シナ海が中国の核心利益である」と政府職員が公式に表明したことはないとして、以下のように述べた⁴¹。

- ・中国がある議題を「核心利益」であると宣言することは、その解決のために中国が武力行使を含むあらゆる選択肢を保留していることを強調することになる。
- ・南シナ海は中国の南沙群島だけでなく、アジアで最も繁忙な通商路であり、7つの国家の領海と排他的経済水域及び国際公海を含む国際水域である。
- ・南シナ海を核心利益と宣言することは東南アジア諸国の憂慮を引き起こすのみならず、この水域に重要な商業、航運、安全保障上の利益を有する国家の警戒を深め、中国が東アジアで海上に勢力範囲の線引きをしようとしていると解釈されかねない。
- ・米国が南シナ海問題に手を出すことには断固反対しなくてはならないが、我々も南シナ海を核心利益に格上げして、人為的に情勢を緊張させるつもりはない。
- ・中国は南シナ海問題に関して「核心利益」というコトバを慎重に使わなくてはなら

ない。第一に、中国は「南シナ海に関する行動宣言」に署名しており、その政策を変更したという印象を与えてはならない。第二に、南シナ海問題は中国が「核心利益」であると宣言しただけで中国の理解する方式で解決できるほど簡単なものではない。

- ・中国の国家利益の基本原則である「核心利益観」とその外交政策における具体的実践としての「核心利益説」を混同してはならず、外交政策上のアジェンダをみだりに「核心利益」とすることは逆に「核心利益」の概念を弱めることになる。

このような議論の高まりは、その間に9月に起きた尖閣諸島周辺海域における中国漁船と日本の海上保安庁巡視船との衝突以降の軋轢、11月の北朝鮮の延坪島砲撃による米韓との軋轢等により強硬の自己主張路線が逆効果になっているという認識の一端をなすものであった。従って、2010年末以降「核心利益」概念の明確化による限定と柔軟路線への回帰が並行して進むことになる。

「核心利益」を最初に公式に明確化したのは12月初旬に外交部のウェブサイトに掲載された戴秉国の論文⁴²である。この論文は元々第12次5カ年計画の解説本に掲載されたものであったが、外交部ウェブサイトだけでなく『人民日報』にも要約が掲載され、2010年を総括した『中国外交』（2011年版）にも重要文献として掲載されている⁴³。この論文で戴秉国は中国の「核心利益」を以下の3つに整理した。①中国の国体、政体、及び政治の安定、すなわち、共産党の指導、社会主義制度、中国の特色ある社会主義の道、②中国の主権の安全、領土保全、国家統一、③中国経済社会の持続的発展の基本保障。そして、台湾問題を「核心利益」に関わるとして詳しく説明したが、その他の例は挙げず、当然南シナ海にも触れていない。このような核心利益の定式化は、論文の表題が示すように「平和的発展」路線の再確認として、強硬路線からの脱却を説く立場の一面を成していた。「韜光養晦、有所作為」という表現を取り上げた部分では、その表現を提示した鄧小平の意図が「謙虚謹慎、トップに出ない、旗を掲げない、拡張しない、覇を唱えない」ことにあり、「和平発展の道」の思想と一致していると説いている。また、中国の国力が増大し対外活動が拡大する中で柔軟路線を確認した2006年8月の中央外事工作会議の成功に言及し、その際の基本了解となった中国が依然として社会主義の「初級段階」にあり、生産力の発展が最重要課題であるとの認識⁴⁴が再確認されている。

この「核心利益」の規定は翌2011年にさらに権威性の高い形で提示された。同年9月に刊行された「中国の和平発展」と題する政府白書⁴⁵は、「核心利益」に含まれるものとして、

「国家主権、国家安全保障、領土保全、国家統一、中国憲法が確立した政治制度と社会の大局の安定、経済社会の持続可能な発展の基本的保障」という6項目を挙げているが、基本的に上記の戴秉国論文の規定と大差ない。南シナ海については別の部分で触れているが、「中国は・・・対話と交渉による領土と海洋権益をめぐる隣国との紛争の処理を堅持し、建設的態度で『係争棚上げ、共同開発』の主張を提示し、最大の努力を尽くして南シナ海、東シナ海および周辺の平和と安定を擁護している」と述べているだけである。

4. 尖閣問題と「核心利益」論

2010年末頃からの「核心利益」の限定的内容規定を伴う柔軟路線の再確認に伴い、中国の外交行動には柔軟性が見られるようになった。中国は、2010年10月のASEAN拡大国防相会議における梁光烈国防部長とロバート・ゲイツ国防長官の会談を契機に、1月の台湾向け兵器輸出以降中断していた、米国との軍事交流を再開し、2011年1月にはゲイツ国防長官の訪中と胡錦濤国家主席の訪米を実施した。3月に東日本大震災が起きると、中国は日本に災害援助を提供し、5月に訪日した温家宝首相は被災地を訪問し被害者を激励した。中国はまた7月にASEAN諸国と南シナ海における行動規範に関する交渉を開始することに合意した。

しかしながら、対外行動の柔軟性は限定的であった。2011年1月のゲイツ国防長官の北京訪問中には、それに合わせるかの如く開発中であったステルス戦闘機J-20の飛行実験が行われた。3月にはフィリピンのパラワン島付近のリードバンクで中国の海上監視船がフィリピンの調査船を追いだし、5月にはやはり海上監視船が自国の排他的経済水域で調査を行っていたベトナムの調査船の探査ケーブルを切断した。6月には海上監視船に見守られて中国漁船がベトナムの調査船のケーブル切断を試みた。7月には中国の漁業監視船が尖閣諸島の領海に侵入した。8月には大連で改修中であったウクライナから中古で購入した航空母艦が試験航行を行った。中国は南シナ海における行動規範に関するASEAN諸国との交渉に期限を設けることに反対し、交渉は進展しなかった。2012年4月にはフィリピン近海のスカーボロ礁でフィリピン海軍が中国漁船を拿捕したことにより、現場に急行した中国海上監視船とフィリピン海軍が2ヶ月にわたって睨み合い状態になった。

2012年4月の石原慎太郎東京都知事による尖閣諸島購入の意向表明に端を発し、9月の野田佳彦政権による購入決定、中国の反日デモと展開した尖閣諸島問題をめぐる中国の最近の対日強硬姿勢は残存する対外強硬姿勢の重要な一端であった。その展開を詳細に検討

することは本稿の埒外に属するが、ここではこの問題との関連で「核心利益」論がどのように提示されたかを簡単に跡付けておきたい。

中国は尖閣諸島に対する領有権主張を「核心利益」と規定してきたのであろうか。2011年2月に刊行されたスウェインの行った研究によれば、そのような規定は公式資料には全く見られず、すべて非公式のものである⁴⁶。外交部の洪磊発言人は2010年11月の恒例記者会見で「中国は台湾とチベット等の問題を中国の核心利益に係ると表明しているが、釣魚島問題は中国の核心利益に係るのか」と質問されて、「釣魚島およびその付属島嶼は古来中国固有の領土である」と応じた⁴⁷のみで、明確な回答は示さなかった。

2012年に入って、中国が尖閣諸島問題を核心利益に含め始めたと思われる展開があった。1月16日に日本政府が尖閣諸島の一部を含む無人島に命名したことを発表すると、翌日の『人民日報』には、それを「中国の核心利益をおおっぴらに害する行動」と非難する論評が掲載されたのである⁴⁸。『人民日報』が中国共産党中央委員会の機関紙であることから、中国側が尖閣問題の重要性を高めたことは否定できない。しかし、論評は「国際論壇」というコラムに掲載された本文85字の極めて短いものである。著者名は人民日報社国際部の筆名であり、その論評は社説よりはるかに公式度の低いものである。この論評は公式表明に至らないレベルで問題の深刻さを日本側にアピールしたものだといえよう。確かにこの論評は「日本は中国の主権擁護の意志と決心を探ろうとしてはならない」と、日本側を牽制する文章で結ばれているが、「中国は一貫して大局への着眼を堅持し、矛盾の激化を回避し、釣魚島問題が中日両国の関係全体に影響することを回避してきた」と述べて、関係悪化阻止の意向も表明していたのである。またこの論評に対しては、日本メディアによって「中国の意図は海域に対するコントロールを拡大することにある」と「曲解」されることになった、という批判もあった⁴⁹。

その後、4月に石原東京都知事が米国で東京都が尖閣諸島を購入するという意向を表明して以来事態が深刻化した経緯はここでは詳述せず、「核心利益」規定との関係のみに関していくつかの指摘を行うこととする。上記の鐘声論評以降しばらく中国側から尖閣問題を「核心利益」と関連付ける発言はなかった⁵⁰。『人民日報』の報道によれば、5月13日に日中韓首脳会議のために訪中した野田首相と会談した温家宝総理は「新疆、釣魚島等の問題について中国側の原則的立場を重ねて述べ、・・・中国側の核心利益と重大な関心（事項）を適切に尊重し、関連する問題を慎重かつ妥当に処理する」（傍点筆者）よう要請した⁵¹。その1週間後に鳩山由紀夫元首相と会見した李克強副総理もほぼ同様のことを述べた⁵²。

これらの表明は、一方で高位の指導者による発言として権威性を高めながら、他方で「核心利益」を「重大な関心」と併記することによって、尖閣問題が「核心利益」と規定されるか否かを明確にしない微妙なものとなっている⁵³。ここで新疆が言及されているのは、亡命ウイグル人の組織「世界ウイグル会議」のラビア・カーディル主席が訪日し、その東京会議が5月13-17日に開催される運びになっていたからである。したがって、「核心利益」は新疆問題、「重大な関心」は尖閣問題を指して言われたものであり、日本側への牽制を強めるため敢えてその区別を明確にしなかった、と考えるのが自然であろう。中国の指導部は、限りなく「核心利益」規定に近い形で問題の深刻さを訴えながらも、明示的に「核心利益」と規定することにより妥協を排除せざるを得なくなる危険を回避したものと思われる⁵⁴。5月中旬には、海上における不測事態の際の防衛当局間の連絡メカニズムに関して2008年から行われていた協議を拡大し、海上法執行機関や水産関係部門も含んだ高級事務レベルの海洋協議の第1回会議が杭州で開催され、次回を東京で開催することで合意が成立したのである⁵⁵。このことは中国でも肯定的に報じられていた⁵⁶。

尖閣問題を「核心的利益と重大な関心」とする議論は6月中旬の「国際論壇」の鐘声論評にもみられた⁵⁷。しかし、興味深いことに、その後8月15日の香港活動家による尖閣諸島上陸、9月11日の野田内閣による尖閣諸島購入の発表、中国側の激しい抗議と反日デモ、中国側公船による尖閣諸島海域侵入、中国国家海洋局航空機による領空侵犯、中国空軍機による事前通告なしの防空識別圏飛行、東シナ海における中国艦船による海上自衛隊護衛艦への火器制御用レーダー照射と、事態がエスカレートしており、『人民日報』の「国際論壇」欄には鐘声による厳しく日本を攻撃する論評が数多く掲載された⁵⁸が、その中では「核心利益」そのものはもとより「核心利益と重大な関心」という表現はもはや用いられていない。中国側の計算としては、武力衝突を回避しつつ、尖閣諸島に対する日本の実効支配を浸食するとともに、徐々に日本側に対する圧力を高めることによって、自国に有利な「協的解決」を追求しているものと思われる。

むすび

以上の検討から明らかなように、「核心利益」という表現は、国益をめぐる学術的論議の中から生まれたものではなく、米国に対する説得において特定の問題(主として台湾問題)の中国にとっての重要性を強調する道具、「警告ないし外交上の梃子」⁵⁹、として用いられたものである。このことは中国でも自覚されている。謝奕秋はその「特定の外交用語(外

交辞令)」としての特徴を「一般道徳化された概念やイデオロギーの説教に比べると、相手方が聞いて解るコトバである」点に求め、その用法に関して「外交交渉中に重点的に注意を払うべき領域を表現するのに用いる場合はその学理的価値を過度に完璧にする必要はない。それに過度に抽象的な内容を添加すると実際的な表現効果を阻害することになる」と述べているのである⁶⁰。

謝奕秋はまた、「核心利益を狭隘化して外交の『レッドライン』としてしまい、相手方の口出しを容認しなければ、双方の重視する問題で無意味な対峙をもたらし、一方が口頭の勝利を得ても、却って戦略的対話の空間を押しつぶすことになる」と指摘している⁶¹。中国指導部による「核心利益」の用法は、完全に同じというわけではないが、このような配慮を反映したものと思われる。「核心利益と重大な関心」という表現は「核心利益」という表現の使用を回避しつつ限りなくそれに近い警告を与えようとするものであろう。公式表明に「核心利益」を用いない問題についても、非公式にその表現を使うことが容認されているのは、国内政治的配慮とともに、同様な効果をねらったものと思われる。尖閣諸島問題で、現場での対日行動がエスカレートするのとは裏腹に「核心利益」という表現が用いられなくなったのは、妥協の余地を残していることを意味すると思われる。ただし、その妥協なるものもあくまで中国側に有利なものを前提としていることも明らかである。

— 注 —

- ¹ Michael D. Swaine, “China’s Assertive Behavior Part I: “Core Interests,” *China Leadership Monitor* (Hoover Institution, Stanford University), No.34 (February 22, 2011), pp. 1-25 (main text: 11pp., endnotes:13.5pp.).
- ² 前田宏子「中国における国益論争と核心的利益」『PHP Policy Review』(2012.02.02)。
- ³ Willy Lam, “Hawks vs. Doves: Beijing Debates ‘Core Interests’ and Sino-U.S. Relations,” *China Brief*, Volume X, Issue 17 (August 19, 2010), pp.2-4.
- ⁴ 防衛省防衛研究所編『中国安全保障レポート 2011』(防衛省防衛研究所、2012年2月) 36-38頁。
- ⁵ International Crisis Group, “Stirring Up the South China Sea (I),” *Asia Report*, N°223 (23 April 2012), pp.4-5.
- ⁶ 増田雅之「尖閣諸島をめぐる中国の対日政策」『東亜』、No.545 (2012年11月) 28-37頁。
- ⁷ 前田宏子、前掲論文、3頁。
- ⁸ 張文木『世界地縁政治中的中国国家安全利益分析』(山東人民出版社、2004年)。
- ⁹ 許嘉編『中国国家安全利益与影響』中国与世界論叢・2006 (時事出版社、2006年)。
- ¹⁰ 潘蔚娟・江心学「中美核心国家利益之比較」、前掲書、39-50頁。
- ¹¹ The Commission on America’s National Interests, *America’s National Interests* (July 2000).
- ¹² 玄有成「中国和平崛起的核心利益思考」『金融経済』、2006年8期、6頁。
- ¹³ The Commission on America’s National Interests, op.cit., pp.5-8.

- ¹⁴ 閻学通「崛起中的中国国家利益内涵」、許嘉主編、前掲書、3-7頁。
- ¹⁵ 閻学通・閻梁『国際関係分析』（北京大学出版社、2008年）。
- ¹⁶ 前田宏子もこのコトバが「国家利益の定義を精査する中で誕生したものでない」としている（前掲論文、9頁）が、その裏付けは提示されていない。以上のことは不十分ながら一応の裏付けとなりうるものであろう。なお、「核心利益」の定義をめぐる中国内の議論については、前田宏子、前掲論文、6-9頁参照。
- ¹⁷ Swaine, op.cit., p.4.
- ¹⁸ Ibid, p.3 and note 7 (p.13).
- ¹⁹ (1)二つの中国ないし一中一台、(2)台湾独立、(3)台湾の国家間組織加盟に対する不支持。
- ²⁰ Swaine, op.cit., p.3 and note 10 (pp.13-15).
- ²¹ Ibid., p.6.
- ²² Ibid., p.8.
- ²³ Ibid., p.3.
- ²⁴ Ibid., pp.5 and 8.
- ²⁵ Ibid., p.7.
- ²⁶ U.S. State Department, “Closing Remarks for U.S.-China Strategic and Economic Dialogue,” July 28, 2009 <<http://www.state.gov/secretary/rm/2009a/july/126599.htm>>, accessed 2013/30/02.
- ²⁷ Swaine, op.cit., note 13 (p.16).
- ²⁸ 「首輪中美経済対話：除上月球外主要問題均已談及（2009年7月29日）」 <<http://www.chinanews.com/gn/news/2009/07-29/1794984.shtml>>, accessed 2013/03/02.
- ²⁹ Jeffrey A. Badar, *Obama and China's Rise*, Washington, D.C.: The Brookings Institution, 2012, p.56.
- ³⁰ Swaine, op.cit., pp.6-7.
- ³¹ Edward Wong, “Chinese Military Seeks to Extend Its Naval Power,” *New York Times* (April 23, 2010). <<http://www.nytimes.com/2010/04/24/world/asia/24navy.html>>, accessed 2013/03/02.
- ³² Hilary Rodham Clinton, “Interview with Greg Sheridan of The Australian,” November 8, 2010, <<http://www.state.gov/secretary/rm/2010/11/150671.htm>>, accessed 2013/03/02.
- ³³ Swaine, op.cit., p.9. 姜瑜外交部發言人の回答については note43 (p.23)参照。
- ³⁴ Badar, op.cit., pp.76-77.
- ³⁵ Swain, ibid.
- ³⁶ Swain, op.cit., pp.9-10.
- ³⁷ Badar, op.cit., p.105.
- ³⁸ Hillary Rodham Clinton, “Remarks at Press Availability,” July 23, 2010, <<http://www.state.gov/secretary/rm/2010/07/145095.htm>>, accessed 2013/01/30.
- ³⁹ 『瞭望週刊』、2010年7月25日。Willy Lam, op.cit., p.3より再引。
- ⁴⁰ 中国聯合國協会「陳健会長接受日本媒体採訪」、 <<http://www.unachina.org/hczs/hzft/267115.shtml>>, accessed 2013/01/07.
- ⁴¹ 朱鋒「中国“核心利益”不宜扩大化」『国際先駆導報』2011年1月7日-13日、24頁。
- ⁴² 中華人民共和国外交部「戴秉国：堅持走和平發展道路」（2010/12/06）、 <<http://www.fmprc.gov.cn/chn/pds/ziliao/zt/dnzt/jianchizouhepingfazhandaulu/t774662.htm>>, accessed 2011/09/25.
- ⁴³ 中華人民共和国外交部政策規劃司編『中国外交』2011年版（世界知識出版社、2011年8月）405-414頁。
- ⁴⁴ 2006年の中央外事工作会议については、Bonnie S. Glaser, “Ensuring the ‘Go Abroad’ Policy Serves China’s Domestic Priorities,” *China Brief*, Volume 7, Issue 5 (March 8, 2007)参照。
- ⁴⁵ 国務院新聞弁公室、「《中国的和平發展》白皮書」（2011年09月06日）、 <<http://politics.people.com.cn/GB/1026/15598619.html>>, accessed 2011/09/12.
- ⁴⁶ Swaine, op.cit., p.8.
- ⁴⁷ 「2010年11月2日外交部發言人洪磊舉行例行記者會」、 <http://www.fmprc.gov.cn/mfa_chn/wjdt_611265/fyrbt_611275/t766045.shtml>, accessed 2013/03/04.
- ⁴⁸ 鐘声「中国維護領土主權的意思不容試探」『人民日報』2012年1月17日、3頁。
- ⁴⁹ 謝奕秋「核心利益之辨」『南風窓』2012年第4期（2.15-2.28）、13頁。

- ⁵⁰ 増田雅之、前掲論文、30-31頁。
- ⁵¹ 「温家宝分別会見韓国総統和日本首相」、『人民日報』、2012年5月14日、1頁。
- ⁵² 「李克強会見日本前首相鳩山由紀夫」、『人民日報』、2012年5月26日、1頁。
- ⁵³ 日本側ではこの発言を尖閣問題を「核心利益」に結び付けるものではないと理解していた。『尖閣は核心的利益』中国言った？ 野田・温会談 解釈にズレ』『読売新聞』2012年5月14日（夕刊）。
- ⁵⁴ 増田雅之も類似の判断を示している（前掲論文、32頁）が、「核心利益」と「重大な関心」の関係は説明していない。
- ⁵⁵ 外務省「日中高級事務レベル海洋協議（概要）」、2012年5月16日、
〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/jc_kk_1205.html〉、2012年9月10日アクセス。
- ⁵⁶ 増田雅之、前掲論文、32頁。
- ⁵⁷ 鐘声「日本“購島”鬧劇当休矣」『人民日報』2012年6月12日。
- ⁵⁸ それらは人民日報社のウェブサイト『人民網』の『人民日報重要言論庫』の「国際論壇」
〈<http://opinion.people.com.cn/GB/8213/49160/49222/index4.html>〉に収録されている。
- ⁵⁹ Swaine, *op.cit.*, pp.6-7.
- ⁶⁰ 謝奕秋、前掲箇所。
- ⁶¹ 前掲箇所。